

地域展開部活動における学校施設利用に関する運用基準

（目的）

第1条 この運用基準は、地域展開部活動において、学校施設を適正に利用するために必要な事項を定め、学校、受託者及び東郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が連携し、生徒の安全を確保するとともに、円滑な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域展開部活動 学校教育課程外で行われる教育委員会が主体となって主に休日に実施する学校部活動の教育的意義を継承した、中学生がスポーツ・文化芸術活動に参加できる場を提供する活動をいう。
- (2) 受託者 教育委員会から地域展開部活動の運営を受託し、当該活動を実際に運営・管理する主体となる団体をいう。
- (3) 学校施設 町立中学校の校舎、体育館、運動場、武道場その他の附帯施設をいう。

（対象施設）

第3条 地域展開部活動において使用できる学校施設は、東郷中学校・春木中学校・諸輪中学校の運動場、テニスコート、体育館、武道場、音楽室、保健室、普通教室及び特別教室等のうち、学校長が認めた施設とする。

- 2 前項の施設を使用しようとする場合は、あらかじめ学校長の許可を得なければならない。
- 3 本地域展開部活動の実施に伴い、活動時間中に限り、参加生徒等は、学校長が指定した校門、廊下、階段、トイレ及び手洗い場を動線として使用することができるものとする。

（利用時間）

第4条 学校施設の利用時間は、原則として土曜日、日曜日及び祝日の午前8時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校の教育活動その他の事情により、学校長が必要と認める場合は、利用時間を変更し、又は利用を認めないことができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、時間外利用が必要な場合は、あらかじめ教育委員会を通じ

て学校長と協議し、学校長に許可を得なければならない。

(利用の優先順位)

第5条 学校施設の利用にあたっては、学校の教育活動及び学校行事を最優先とする。

- 2 前項の規定により利用できない場合があることについて、受託者はこれを理解し、柔軟に対応するものとする。

(地域展開部活動の優先利用)

第6条 本運用基準に基づく学校施設の利用は、東郷町立学校の体育施設の開放に関する規則（昭和58年2月28日教委規則第2号）及び同実施要綱（昭和58年4月1日）に基づく学校施設開放事業とは別に実施するものとする。

- 2 教育委員会は、学校教育活動に支障が生じない範囲において、地域展開部活動の円滑な実施を図る観点から、本運用基準に基づく利用日程を、前項の学校施設開放事業の利用調整に先立ち優先的に調整するものとする。

- 3 前項における利用日程は、学校、受託者及び教育委員会が協議のうえ決定するものとする。

(利用料)

第7条 本運用基準に基づく学校施設及び備品の利用については、教育委員会を主体とする事業として実施することから、利用料を徴収しないものとする。

(利用申請)

第8条 受託者は、地域展開部活動開始前に、地域展開部活動の実施に必要な学校施設の年間利用計画を作成し、学校長に提示のうえ、その承認を得るものとする。

- 2 前項の年間利用計画に変更が生じる場合は、受託者は、事前に学校長と協議のうえ、相互に調整を図り、柔軟に対応するものとする。

(鍵の管理)

第9条 地域展開部活動の実施に必要な施設の鍵は、原則として活動開始時に各学校から受託者に貸与するものとし、受託者は当該鍵を一括して管理するものとする。

- 2 受託者は、鍵の紛失、盗難、無断使用等を防止するため、適切な管理体制を構築し、管理すること。
- 3 受託者は、地域展開部活動終了時又は学校から返却の指示があった場合には、速やかに

当該学校へ鍵を返却するものとする。

(安全管理)

第10条 利用中に発生した事故、負傷又は急病等については、受託者が初期対応を行うものとする。

2 受託者は、救急対応及び緊急連絡体制について、あらかじめ学校及び教育委員会と共有しなければならない。

(保険加入及び対応)

第11条 利用者は、傷害保険に加入するものとし、加入に当たっては、公益財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」と同程度の内容を有する保険を目安とする。

2 受託者は、地域展開部活動の遂行に当たり必要な賠償責任保険等に加入するものとする

3 受託者及び利用者は、利用に起因して学校施設又は備品の破損等が生じた場合には、当該保険を活用して速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(賠償責任)

第12条 受託者は、学校施設の安全な利用を確保し、利用時に必要な管理を行う責任を負う。

2 受託者は、利用者の行為に起因して施設又は第三者に損害が生じた場合も含め、当該損害に対してその責任において適切に賠償するものとし、必要に応じて加入済みの賠償責任保険を活用する。

3 利用者本人又は保護者が故意又は重大な過失により損害を与えた場合には、受託者は、保険等の活用により対応しつつ、利用者本人又は保護者にその責任を求めることができる。

(利用後の点検等)

第13条 受託者は、学校施設の利用後、清掃、戸締り、設備の消灯、備品の整理及びごみの持ち帰り等について、必要な点検を行わなければならない。

2 前項の点検の結果、異常又は破損があった場合には、当該状況を記載した報告書により、教育委員会及び学校に報告しなければならない。

(備品の利用)

第14条 学校の備品を利用する場合は、あらかじめ学校長の許可を得なければならない。

(苦情等への対応)

第15条 近隣住民からの苦情その他のトラブルについては、受託者が窓口となり、誠意をもって対応するものとする。

2 前項の対応が困難である場合又は学校運営に影響を及ぼすおそれがある場合には、受託者は速やかに学校及び教育委員会に報告し、連携して対応するものとする。

(駐車場等の利用)

第16条 地域展開部活動に関係する者の自家用車の乗り入れ及び駐車並びに自転車の駐輪は、学校長が指定した場所に限り認めるものとする。

(写真及び動画の取扱い)

第17条 活動中の写真又は動画を撮影し、これを広報等に使用する場合は、あらかじめ参加生徒及びその生徒の保護者の同意を得なければならない。

(飲食)

第18条 1日を通して行う地域展開部活動等により飲食が必要と認められる場合は、あらかじめ学校長の許可を得た場所に限り、飲食することができるものとする。

2 前項の規定により飲食を行った場合は、受託者の責任において、使用した場所の清掃を行うとともに、ごみは全て持ち帰るものとする。

(委任)

第19条 この運用基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この運用基準は、令和8年6月1日から施行する。